

ファミリーパックガイドブック及びニュース広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人兵庫県勤労者福祉協会共済部（以下「ファミリーパック」という。）が発行する、ファミリーパックガイドブック及びニュース（以下「ガイドブック・ニュース」という。）に掲載する広告について必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 広告の掲載内容等は、ファミリーパック会員が生活の利便性を増進し、福利厚生の実に役立つ内容とする。

ただし、その内容については、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例等に抵触するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題に関するもので適当でないもの
- (7) 取引安全の観点から適切でないもの
- (8) その他、ガイドブック及びニュースの性格上、望ましくない広告。

(広告主の範囲)

第3条 広告を掲載できる広告主は、次の範囲とする。

- (1) ファミリーパックの加入事業所
- (2) 提携店等利用契約を締結している事業所
- (3) 公益財団法人兵庫県勤労福祉協会の取引業者
- (4) 商品等安価な価格で提供ができ、且つ信頼のおける企業
- (5) 県等の外郭団体
- (6) その他事務局長が承認する者

(申込み)

第4条 広告掲載を申し込む者は、次により必要書類を提出しなければならない。

- (1) ガイドブックに広告を掲載しようとする者は、ファミリーパックが指定する期日までに「ファミリーパックガイドブック及びニュース広告掲載申込書」（別紙1）とともに「広告掲載原稿」を提出するものとする。
- (2) ニュースに掲載しようとする者は、発行予定日の60日前までに「ファミリーパックガイドブック及びニュース広告掲載申込書」（別紙1）とともに「広告掲載原稿」を提出するものとする。

(承認)

第5条 (公財) 兵庫県勤労福祉協会事務局長(以下「事務局長」という。)は、第4条により提出された「ファミリーパックガイドブック及びニュース広告掲載申込書」(別紙1)やその「広告掲載原稿」の内容を審査のうえ、承認するか否かを決定するものとする。

(広告掲載料金)

第6条 広告掲載料金は「広告掲載料金表」(別紙2)のとおりとする。

2 2枠以上のガイドブック広告主に対し、広告掲載料金合計額の1割を差し引くものとする。

(支払い)

第7条 広告掲載料金については、ガイドブック・ニュース発行後30日以内にファミリーパックの指定方法で支払うものとする。

(補 則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は事務局長が決定するものとする。

附 則

この要領は平成26年10月20日から適用する。

附 則

この要領は令和2年4月1日から適用する。